

# マイナンバーカード受取りの休日窓口を開設します

問合せ／市民課記録担当 ☎22-5111

マイナンバー制度が始まり、勤務先やアルバイト先などでマイナンバーの提示が求められることがあります。しかし仕事や学校などで忙しく市役所に行くことができず、まだマイナンバーカードを受け取っていない人もいます。そのような人のために休日交付窓口を開設します。

## ・開設日時

6月24日(土)、8月5日(土)の9時～16時

## ・対象

- ①マイナンバーカードの申請をした後、交付通知書が届いたが、まだ受け取っていない人  
※マイナンバーカードの受取りに来庁する場合は、事前に電話で予約してください。
- ②2015年11月頃に送付した通知カードをまだ受け取っていない人（市民課に返送された通知カード）

## ・持参するもの

マイナンバーカードの受け取りには「交付通知書」、「通知カード」、「本人確認書類(注)」、「住基カード(お持ちの方)」を持参のうえ、原則ご本人が来庁してください。詳しくはお問合せいただくか、交付通知書の裏面、またはホームページをご覧ください。

通知カードの受け取りには「本人確認書類(注)」を持参ください。通知カードは代理人による受け取りも可能ですが、代理人の「本人確認書類(注)」と委任状も別途必要です。(※住民票が一緒の人の場合、委任状は不要です)

(注)本人確認書類 (aから1点、またはbから2点) ※コピー不可

### a、官公署の発行した顔写真付きの本人確認書類

運転免許証、運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のもの)、パスポート、住民基本台帳カード(顔写真付き)、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、在留カード、特別永住者証明書 など

### b、官公署等の発行した本人確認書類等(同種類を2点は不可)

健康保険の被保険者証、医療受給者証、年金手帳・証書、児童扶養手当等の証書、生活保護受給証明書、預金通帳、官公庁発行の身分証明書、学生証 など

## ・通知カードを失くしました。再交付はできますか？

警察署へ遺失届を提出後に受理番号を控えて、本人確認書類(注)持参のうえ、市民課にて紛失届、再交付申請書の提出、再交付手数料(1件500円)が必要です。

申請後1カ月半程度で、転送不要の簡易書留で住民登録地に郵送されます。

代理人による申請も可能ですが、代理人の本人確認書類(注)や委任状も別途必要です。事前にご相談ください。

なお、再交付手続は平日の開庁日のみの受付となります。(休日窓口では受付できません)